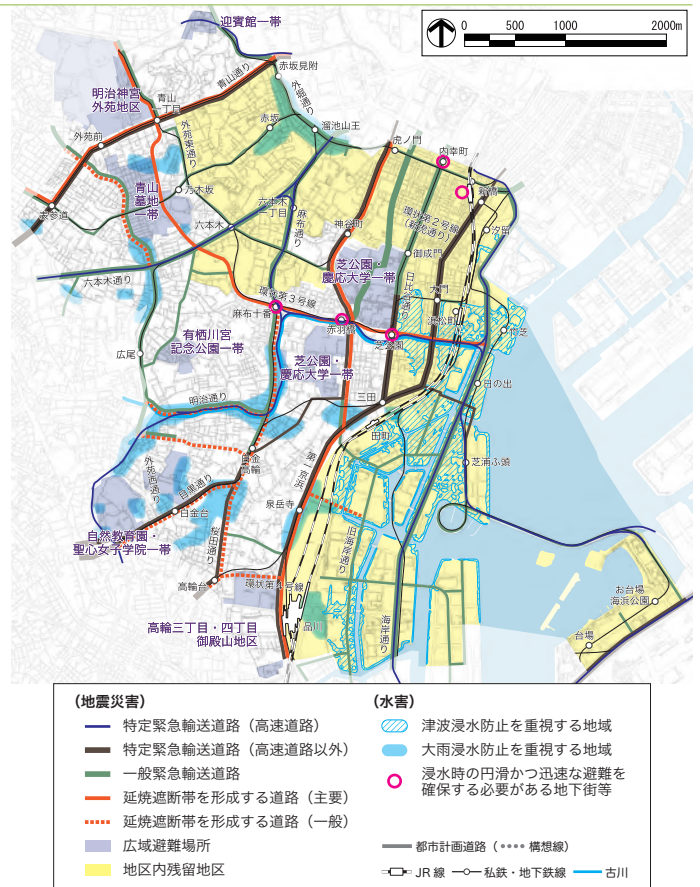


方針5 防災・復興

災害に強く回復力のあるまちを形成します

—基本的な考え方—

- 市街地の安全性・防災性の向上など、災害に強いまちづくりを進めます
- 災害時にも都市機能の維持・継続ができるまちの形成を目指します
- 区民、企業等、行政の連携により、地域防災力を向上させます
- 災害発生後の被災状況を想定して、中長期的な都市の復興まちづくりを進めます
- 水害発生を未然に防ぐとともに、被害の低減にむけた対策を進めます



方針6 景観

豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みを形成します

—基本的な考え方—

- 緑や水辺空間、起伏のある地形、歴史的建造物など、豊富な景観資源を核とした景観の形成を進めます
- 地域の個性をいかした魅力ある街並みを形成します
- 区民、企業等、行政が連携し、景観に対する意識の共有と配慮を積み重ね、誇りと愛着に満ちた街並みづくりを実現します



方針 7 低炭素化

環境負荷の少ない都市を形成します

—基本的な考え方—

- 活発な社会経済活動により発生する二酸化炭素排出量を削減する、低炭素まちづくりを進めます
- 先進技術の導入やエネルギーの効率的で面的な利用などにより、環境負荷の低減を図ります
- 二酸化炭素の吸収源となり、ヒートアイランド現象を緩和する、都市緑化の推進に取り組みます
- 道路・交通分野など、環境負荷の低減への寄与が期待される分野と連携した取組を進めます

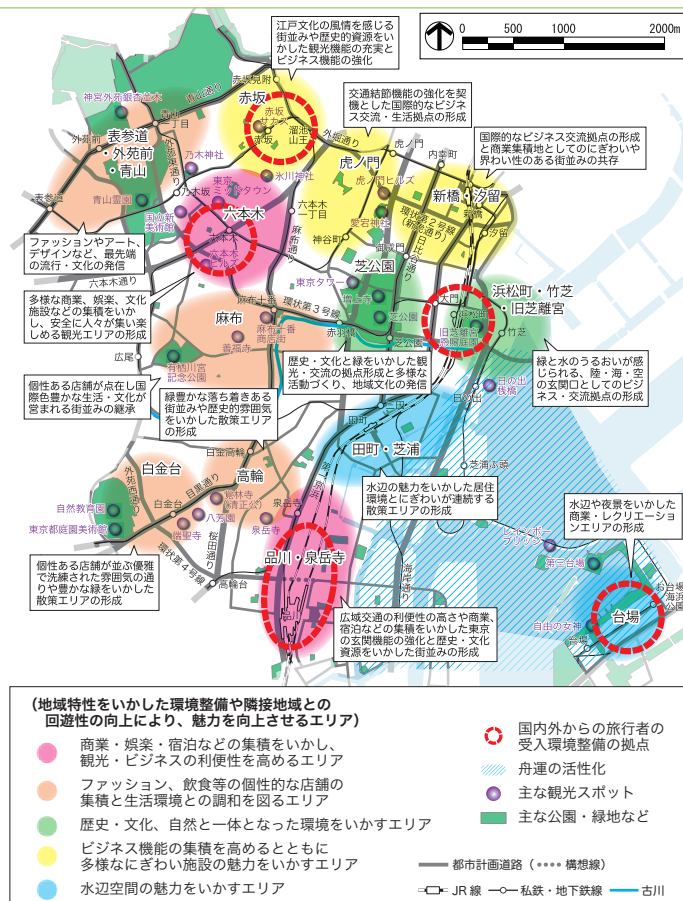


方針 8 国際化・観光・文化

まちの魅力の維持・向上と活用・発信を進めます

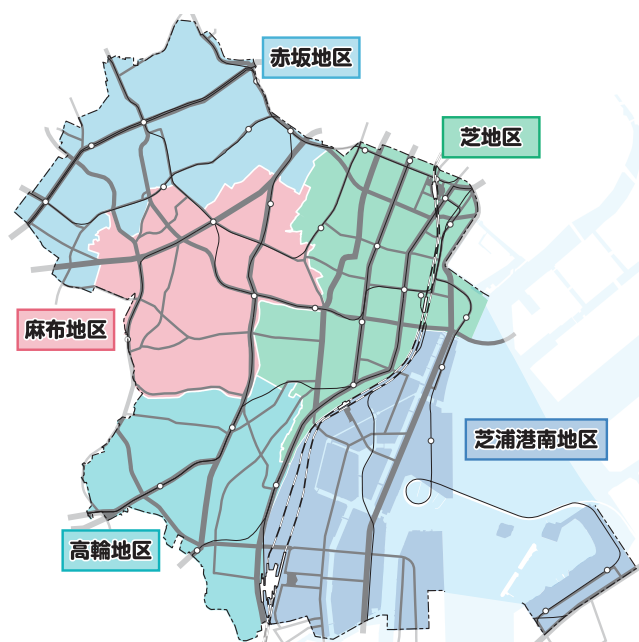
—基本的な考え方—

- 伝統と先進性、歴史や自然等の多様な資源が共存する港区の特徴をいかし、魅力あるまちづくりを進めるとともに、外国人もともに暮らしやすい環境を形成します
- 観光資源の魅力とともに、地域特性をいかしたエリアごとの魅力を向上させます
- 資源のネットワーク化を図り、エリアの魅力や個性を戦略的に発信します
- 地域で受け継がれてきた文化の継承と、スポーツを通じた交流の推進を図ります



地区別まちづくりの方針

地域の特性をいかした身近なまちづくりの方向性を具体的に示すため、区を5つの総合支所の区域に区分して地区の目標を掲げ、その実現に向けた分野別の方針を示します。



芝地区の目標

- ◆多様な商業・業務機能と住宅との共存
- ◆交通機能の拡充を契機とした国際ビジネス交流拠点の形成
- ◆商店のにぎわいと住宅が調和した、安全・安心に住み続けられるまちづくり
- ◆緑や歴史・文化などが感じられる環境の保全
- ◆エリアマネジメント活動を中心とした地域のにぎわいの創出
- ◆まとまった緑と景観の保全

麻布地区の目標

- ◆国際色豊かで多彩な文化をいかしたまちづくり
- ◆多様な人々が集う、にぎわいのある空間の維持・創出
- ◆落ち着いた住宅地とにぎわいのある商業地が共存するまちづくり
- ◆移動時の利便性向上と、安全・安心なまちづくり
- ◆地域が連携したまちづくり活動の展開

赤坂地区の目標

- ◆歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出
- ◆気品とにぎわいのある街並みづくり
- ◆国内外からの旅行者を魅了する、移動しやすい美しいまちづくり
- ◆観光・文化資源を活用したにぎわいの創出
- ◆緑の保全と創出
- ◆地域の防災性の向上
- ◆地域コミュニティの活性化による生活環境の向上

高輪地区の目標

- ◆緑をいかした落ち着きある住宅地の保全
- ◆地域交通の利便性の向上
- ◆防災性の強化による安全・安心なまちの形成
- ◆品川駅及びJR新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆都市計画道路の整備推進
- ◆地域発意のまちづくりの推進

芝浦港南地区の目標

- ◆人口増加に対応する生活環境の形成
- ◆品川駅及びJR新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆快適で移動しやすい交通環境の整備
- ◆地域特性をふまえた防災性の向上
- ◆水辺空間をいかした魅力的なまちづくり

今後のまちづくりの進め方

目標とするまちの将来像の実現に向けて、以下の点を重視してまちづくりを推進します。

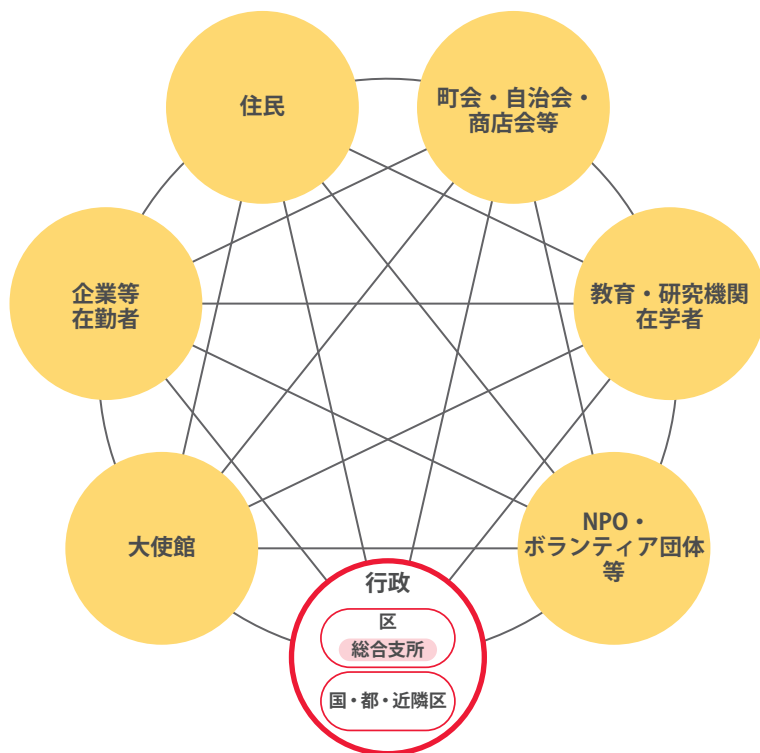
○まちづくりを進めるための協働体制の充実

○柔軟で戦略的なまちづくりの推進

- ①地域主体のまちづくりの推進
(まちづくり条例の活用等)
- ②まちづくりガイドラインの策定・運用
- ③地域の魅力・価値の持続的な向上
(エリアマネジメント)
- ④ハードとソフトが一体となった
総合的かつ効果的なまちづくりの展開
- ⑤まちづくり人材の発掘・育成
- ⑥既存ストックの適正な管理及び
民間活力を導入したインフラ整備

○時代の変化に対応したまちづくりの展開

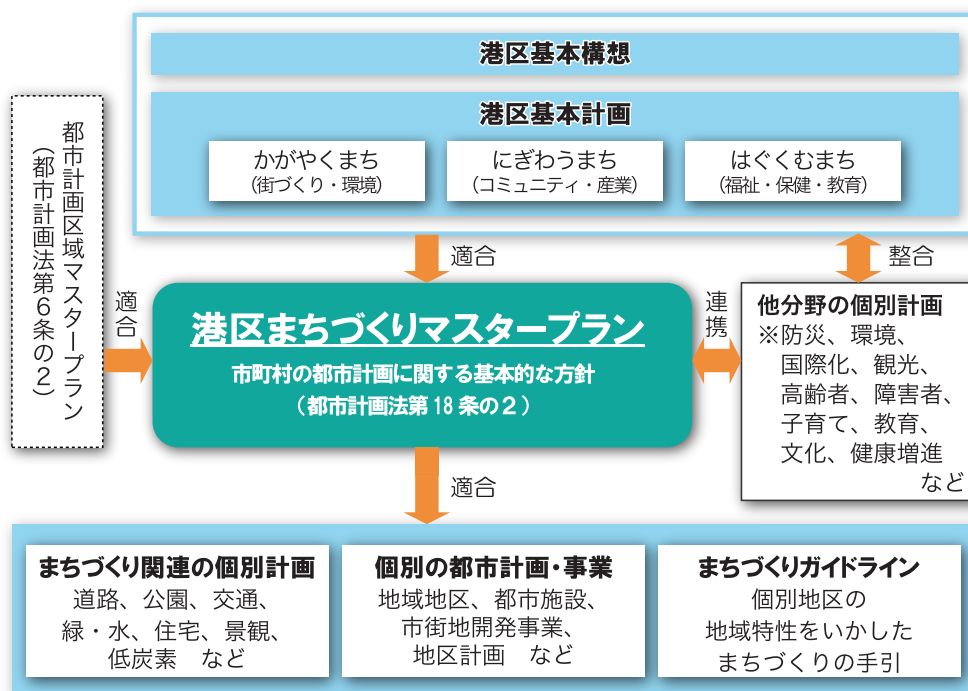
- ①関連する個別計画の着実な推進
- ②個別計画の見直し等及び
まちづくりマスタープランの改定



まちづくりマスタープランの役割

「港区まちづくりマスタープラン」は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」であり、街づくり分野の最上位の計画です。おおむね20年後を見据えたまちの将来像や目指すべき方向性等を示します。

港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなります。本計画に示された方針のもと、まちづくりが進められます。



お問い合わせ先

港区 街づくり支援部 都市計画課
電話：03-3578-2111(代表)

このリーフレット及び「港区まちづくりマスタープラン」(本編)は、港区ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.minato.tokyo.jp/>

地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(MMT利許第27039号-86)無断複製を禁ず。

刊行物発行番号 28236-5011